令和8年第10回農業委員会定例会議事録

開催日時　令和8年10月6日(火)14時00分～
開催場所　羽曳野市役所　本館４階北会議室
出席一覧表

地区名		役　職	農業委員	出･欠	農地利用最適化推進委員	出･欠
東部地区	古市		松倉　利治	○		
			松村　智	○		
		副会長	松本　武博	○		
					出水　秀一	○
	西浦	会　長	葉山　昌男	○		
			井口　　優	○		
			塩田　勝則	○		
					髙橋　寛	×
	駒ヶ谷		上田　伸幸	○		
			松尾　吉偉	○		
			端山　陽三	○		
					中尾　博	○
西部地区	埴生	副会長	尼丁　正寄	○		
					鬼追　章浩	○
	高鷲		鳴橋　憲一	○		
			中山　満喜	○		
	丹比		大谷　勝	○		
			南野　秀雄	○		
					白樫　一起	○

出席委員（農業委員　14名）（推進委員　4名）
欠席委員（農業委員　　0名）（推進委員　1名）

農業委員会事務局
　　小池靖彦　　葉山浩章　　吉村直樹　　渡辺正治

案　　件

･報告	第 23 号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	3	件
･報告	第 24 号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	1	件
･議案	第 27 号	農地法第3条の規定による許可申請について	2	件
･議案	第 28 号	都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画について	1	件
･議案	第 29 号	農用地利用集積等促進計画(案)の承認ついて	2	件

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議　長　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委 員 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委 員 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【開会 14：00】

事 務 局

皆さんこんにちは。
定刻となりましたので、ただ今より令和8年第10回農業委員会定例会を開催させていただきます。
まず、出席委員数につきましては、定足数に達しておりますので、本定例会は成立していることをご報告いたします。
それでは開会にあたりまして、葉山会長よりご挨拶をお願いします。

葉山会長

秋の忙しい中、第10回羽曳野市農業委員会に出席していただきましてありがとうございます。
先月、熊本の方に支援金をさせていただきましたが、また今回、千葉県の方で台風25号の発生で甚大な被害が出ておりますので、今のところ大阪府の農業委員会としましては、災害見舞金をしようと声が上がっております。まだ決定ではありませんが、また決定になりましたらよろしくお願いいたします。
10月29日グランキューブ大阪で農業委員会大会があります。できるだけ多くの方が参加していただきたいと思います。皆さん当日よろしくお願いいたします。以上です。

事 務 局

それでは、令和8年第10回農業委員会定例会の案件の概略説明をさせていただきます。

はじめに、報告第23号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、
丹比地区2件、埴生地区1件の計3件です。

次に、報告第24号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、
西浦地区1件です。

次に、議案第27号農地法第3条の規定による許可申請について
駒ヶ谷地区2件です。

次に、議案第28号都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画について
丹比地区1件です。

次に、議案第29号農用地利用集積等促進計画（案）の承認について
古市地区2件です。

以上、本日ご審議いただきます案件については、報告案件4件、議案案件5件
合計9件となります。なお、本日欠席の委員は西浦地区の髙橋委員です。
それでは議長よろしくお願いいたします。

葉山議長

本定例会は成立していますこと、さきほど事務局長から報告がありました。
それでは、案件に入る前に、私から議事録署名委員を指名させていただくことに
ご異議ありませんか。

委　　員

異議なし。

葉山議長

それでは、本日の議事録署名委員を松村委員と大谷委員にお願いします。

報告第23号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局より説明を
お願いします。

事 務 局

農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてご説明させていただきます。
この届出は、市街化区域内の自分の農地を自分で使用するための転用届となります。

1件目です。
位置図①4条届出をご参照ください。
地区名は、丹比地区です。
対象農地は、樫山187番3　地目は田　　面積は 451 ㎡
届出人は、議案書のとおりです。
転用目的は、住宅で、転用済みの案件となっております。
現地確認委員は、白樫委員です。

2件目です。
位置図②4条届出をご参照ください。
地区名は、埴生地区です。
対象農地は、はびきの四丁目239番29　　地目は畑　　面積は 85 ㎡
届出人は、議案書のとおりです。
転用目的は、住宅で、転用済みの案件となっております。
現地確認委員は、鬼追委員です。

3件目です。
位置図③4条届出をご参照ください。
地区名は、丹比地区です。
対象農地は、河原城1102番　　地目は畑　　面積は 267 ㎡
届出人は、議案書のとおりです。
転用目的は、倉庫・露天駐車場で、転用済みの案件となっております。
現地確認委員は、大谷委員です

なお、本届出について、農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届出
を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。
現地確認していただきました結果、確認委員から異議がございませんでしたので、

報告いたします。
説明は以上です。よろしくお願いいたします。

葉山議長

農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員、他の委員、承認お願いします。

報告第24号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

農地法第5条第1項第6号の届出について、ご説明させていただきます。
この届出は、市街化区域内の農地の権利移転を伴う転用届です。

1件目です。
位置図④5条届出をご参照ください。
地区名は、西浦地区です。
対象農地は、蔵之内242番　　地目は田　面積は1，193㎡
　　蔵之内243番　　地目は田　面積は9．91㎡
譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。
転用目的は、露天駐車場です。
現地確認委員は、葉山昌男委員です。

なお、本届出について、農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。
現地確認していただきました結果、確認委員から異議がございませんでしたので、報告いたします。
説明は以上です。よろしくお願いいたします。

葉山議長

農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員、他の委員、承認お願いします。

議案第27号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

農地法第3条の規定による許可申請について、2件続けてご説明いたします。

1 件目です。
本件は、農地の所有権移転を行うものです。地図の⑤3条許可をご参照ください。
本案件は遺贈による所有権移転の内容です。
遺贈とは、亡くなった人が遺言書を使って、自分の財産の全部又は一部を法定相続

人やそれ以外の第三者、法人等に無償で譲渡す事となります。
今回は対象者が法定相続人以外の者で、遺言書により特定された財産を得る内容ですので、この場合は農地法の第３条の許可申請が必要ということで申請をしております。
次に申請地についてですが、
地区名は、駒ヶ谷地区
申請地は、羽曳野市古市2271番79　地目は　畑　　面積は300㎡
　　羽曳野市古市2174番　地目は田　面積は565㎡の内
　　565分の343の持分。
譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。
現地は、古市地番ですが、竜王寺地内の村中にある譲受人の居宅の近くにあります。
譲渡人とは兄弟の続柄で、以前から耕作を手伝っており、現在も露地野菜や柑橘系の果樹を植えられており、草刈等の保全も行き届いておりました。
機材は耕運機、草刈り機を所有しており、経験についても、地元の耕作者より、長年適正に耕作され、今後も問題無く耕作されることの推薦書を添付されています。
また、自筆遺言書内容や画像データについて法務局が公的に証明する遺言書情報証明書と遺言書原本の写しの提出を受け、遺贈を受ける受遺者として確認しております。
よって、事務局としては、受遺者が適正に農地を継続的に維持されていくことに問題無いと判断しております。

続いて2件目です。地図の⑤3条許可をご参照ください。
本件についても1件目の遺贈と同様に所有権移転となります。
1 件目にある譲渡人に対して姪御さんが遺贈の受遺者となります。
次に申請地についてですが、
地区名は駒ヶ谷地区
申請地は、羽曳野市古市2271番207　地目は、畑　面積は39㎡
　　羽曳野市古市2173番甲　地目は田　面積は198㎡
　　羽曳野市古市2174番　地目は田　面積は565㎡の内
　　565分の222の持分となっております。
譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。
現地は、古市地番ですが、竜王寺地内の村中にある譲受人の居宅の近くにあります。
譲渡人とは姪御の続柄で以前から世帯員も含めて耕作を手伝っており、3人で耕作を計画されています。
現在も露地野菜や果樹を植えられており、草刈等の保全も行き届いております。
機材は耕運機、草刈り機を所有されており、経験についても、地元の耕作者より、長年適正に耕作され、今後も問題無く耕作されることの推薦書を添付されています。
計画による従事日数も150日以上、世帯員も100日を超える計画です。
また、自筆遺言書内容や画像データについて法務局が公的に証明する遺言書情報証明書と遺言書原本の写しの提出を受け、遺贈を受け受遺者として確認しております。
よって、1 件目の案件と同様に世帯員も含め農地を耕作維持していくことに問題は無いと判断しております。
現地確認委員2件ともに　端山委員です。
以上2件についてご審議のほどよろしくお願いいたします。

葉山議長
　　1件目の駒ヶ谷地区の農地法3条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員
　　9月1日に現地確認いたしまして、綺麗にされていまして問題なかったです。

葉山議長
　　地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員
　　異議なし

葉山議長
　　地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員
　　異議なし

葉山議長
　　異議がないようですので、1件目の駒ヶ谷地区の農地法第3条許可申請は、
　　原案どおり可決決定いたします。

葉山議長
　　2件目の駒ヶ谷地区の農地法3条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員
　　同じく同日見に行きましたが、問題なく耕作されていまして、そのまま続けて耕作されるということで、問題なかったです。

葉山議長
　　地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員
　　異議なし

葉山議長
　　地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員
　　異議なし

葉山議長
　　異議がないようですので、2件目の駒ヶ谷地区の農地法第3条許可申請は、
　　原案どおり可決決定いたします。

議案第28号都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第28号都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画について、ご説明させていただきます。
地図⑥都市農地貸借をご覧ください。

地区名は丹比地区です。
本件は、令和8年9月17日付けで羽曳野市長から、同法第 4 条の規定に基づく事業計画の認定について、農業委員会の意見を求める依頼があったものでございます。
制度の概要についてご説明させていただきます。
ここで、本件の根拠法でございます都市農地貸借法の制度概要について、簡単に補足説明させていただきます。
本制度は、市街化区域内の貴重な農地、いわゆる生産緑地などを維持・有効活用するために、平成30年に創設された国の制度でございます。
従来の農地法による貸借と比較いたしまして、主に二つの大きな特徴とメリットがございます。
特徴 1、確実に農地が返還される点
この法律に基づく貸借では、契約期間が満了いたしますと、法定更新されることなく確実に所有者へ農地が返還されます。離作料などのトラブルの心配がなく、所有者が安心して農地を貸し出せる仕組みとなっております。
特徴 2、税制上の優遇、納税猶予が継続する点
本来、生産緑地は本人が営農を継続することが相続税の納税猶予の条件でございます。しかし、この制度を利用して認定事業者に貸し付けた場合に限り、貸し出し中も相続税の納税猶予がそのまま継続されます。
今回の申請につきましても、こうした制度のメリットを活かし、農地を適切に維持・機能させていくための計画でございます。
それでは、具体的な申請内容について説明させていただきます。
申請者、事業内容および所有者について、賃借権の設定を受けようとする者、農地の所有者、貸付人につきましては議案書のとおりです。
借受人は、大阪市住之江区および住吉区において自社店舗5店舗を展開する販売事業者でございます。今回は農業生産法人以外の一般法人としての農地借り受けとなります。
一般法人が本法律、都市農地貸借法第4条に基づき参入するにあたっては、法人の役員又は重要な使用人が、その耕作事業に常時従事することが要件となっております。
本計画では、同社の管理統括部農事業担当エリアマネージャーが、責任者として年間200日以上農作業に常時従事する計画となっております。一般法人が農地を借受けるための法的要件を適正に満たしていることを確認しております。
対象となる農地は、羽曳野市河原城に所在する
河原城713番　地目は田　面積　694 ㎡

河原城756番　地目は田　面積　1,133 ㎡
合わせて、1,827 ㎡となっております。
権利の種類につきましては賃貸借権となっております。
貸借の期間は、令和8年10月10日から令和9年10月9日までの1年間となっております。
事業計画の概要について、作付け計画といたしましては、なすび、ピーマン、とうもろこしの栽培を予定しております。
本事業の特徴といたしましては、この羽曳野の農地で生産された野菜等の50%以上を、同社が運営する大阪市内の自社店舗5店舗、ならびに羽曳野市の道の駅において自ら販売する計画となっており、生産から流通・販売までを一貫して行う確実性の高い事業計画でございます。
また、所有者について、年間20日以上、現地での見回りや周辺住民への対応を行うことで、本事業に協力・関与される計画となっております。
また、本件につきましては、事前に地元委員による現場確認等も受けていただいております。都市農地の有効活用、ならびに自社店舗や地元の道の駅を活かした営農計画の確実性についても支障ないと判断しております。
現地確認委員は大谷委員です。
事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

葉山議長
丹比地区の事業計画を決定することについて、地元委員さんいかがですか。

地元委員
10月1日に現地確認しました。問題ないと思われます。

葉山議長
地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員
異議なし

葉山議長
地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員
異議なし

葉山議長
異議がないようですので、原案どおり決定いたします。
丹比地区の事業計画につきましては、市長に決定した旨回答いたします。

議案第29号農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第29号農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、2件説明させていただきます。

農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、市長から、農用地利用集積計画書（案）の承認に係る諮問がありましたので、これに対して意見を提出するものです。
1件目です。
1 件目の案件は設定する利用権の期間満了による再設定となります。
これは、既に利用権の設定をされていた期間の満了に伴い、今回引き続き再設定を行う目的で再設定されたものです。
地図⑦利用権設定をご参照ください。地区名は、古市地区です。
申請地は、川向62番　　地目は田　面積は902㎡
権利の種類は、使用貸借権です。
利用権の設定をする者、利用権の設定を受ける者は議案書のとおりです。
権利設定期間は令和8年12月1日から令和13年11月30日までの5年間です。
現地については、石川の右岸に広がる市街化調整区域内農地です。
現状は水稲の作付けをされており、収穫が近い状況です。
借受人は、河南町を拠点に周辺市町村の農地を借受けて主に水稲を耕作されています。
当市においても長年農地を借受けされている実績がございます。
営農計画については、耕作機材や従事者数、従事日数も問題無く周辺農家とは調和を図りながら、支障ない関係を築いてこられています。
以上から、本申請地においても他の借受農地同様、適正な営農管理の基耕作されるものと考えます。
現地確認委員は松倉委員です。

続いて2件目です。
地図⑧利用権設定をご参照ください。地区名は、古市地区です。
申請地は、古市1653番1　　地目は田　面積は978㎡
権利の種類は、使用貸借権です。
利用権の設定をする者所有者等、利用権の設定を受ける者転借人は議案書のとおりです。
権利設定期間は令和8年12月1日から令和13年11月30日までの5年間です。
現地については、古市地内にある石川プラザから南阪奈道路南側にある市街化調整区域内農地です。現地の状況は水稲の作付けをされており、収穫が近い状況です。
借受人は、以前から手伝いをされており、農地の状況も良く把握されています。
またご実家の農地があり水稲の耕作を長年されていたこともあり、経験は十分あるとの事です。
今回、地主と合意のうえ農地を借受けることになったものです。
機材についてはトラクターや管理機等所有、年間従事日数も150日間の設定をされています。
現地の状況や耕作の経験、周辺農地ともこれまで問題無い事を踏まえ今後も支障なく耕作されるのと判断しております。
現地確認委員は松本副会長です。
説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

葉山議長

1件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員さんいかがですか。

地元委員

9月20日に現地確認してまいりました。現地の状況は水稲を栽培されております。借主は水稲栽培の経験があると聞いておりますので、今後も間違いなく耕作していけると思います。以上です。

葉山議長

地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員

異議なし

葉山議長

地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員

異議なし

葉山議長

異議がないようですので、原案どおり、承認いたします。

1件目の古地地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、市長に承認の旨を回答いたします。

2件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員さんいかがですか。

地元委員

先日現地を確認してまいりましたけど、水稲が植えられて、収穫間近の状態です。

現状としましては、問題ありません。以上です。

葉山議長

地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員

異議なし

葉山議長

地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員

異議なし

葉山議長

異議がないようですので、原案どおり、承認いたします。
2件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）につきましては、市長に承認の旨を回答いたします。

これをもちまして、報告、議案の審議は終了いたします。

【閉会 14：30】